

# 第164回秋田県都市計画審議会

## 議案書

平成24年3月28日

秋田県都市計画審議会

## 第164回

## 議案一覧

### 秋田県都市計画審議会

日 時：平成24年3月28日（水）午後1時30分～

場 所：秋田県市町村会館 5階 大会議室

議案第5号 秋田都市計画道路（3・3・5号新屋豊岩線ほか3路線）の変更について

議案第6号 河辺都市計画道路（3・3・2号前田和田1号線）の変更について

#### 次 第

議案第7号 本荘都市計画道路（3・4・4号停車場栄町線）の変更について

議案第8号 横手都市計画道路（3・3・1.01号杉沢八王寺線ほか23路線）の変更について

#### 1 開 会

#### 2 報 告

前回付議議案の処理状況について

#### 3 議 事

- (1) 秋田都市計画道路の変更
- (2) 河辺都市計画道路の変更
- (3) 本荘都市計画道路の変更
- (4) 横手都市計画道路の変更

#### 4 そ の 他

#### 5 閉 会

## 前回（第163回）付議議案の処理状況

議案番号	議 案 名	決定主体	関係市町村	決 定 告 示 等
平成23年度議案第1号	大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の変更について	秋田県	大仙市	平成23年9月16日 秋田県告示第394号
平成23年度議案第2号	大曲都市計画区域及び西仙北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	秋田県	大仙市	平成23年9月16日 秋田県告示第395号
平成23年度議案第3号	西仙北都市計画道路（3・4・1号刈和野環状1号線ほか6路線）の変更について	秋田県	大仙市	平成23年9月16日 秋田県告示第396号
平成23年度議案第4号	秋田都市計画道路（3・4・66号千秋久保田町線）の変更について	秋田県	秋田市	平成23年8月19日 秋田県告示第359号

平成23年度 議案第5号

都 - 1653-1

平成24年2月27日

秋田県都市計画審議会会長 様

## 秋田都市計画道路の変更について

(3・3・5号新屋豊岩線 ほか3路線)

秋田県知事 佐竹 敬

秋田県  
知事

### 秋田都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

3・3・5号新屋豊岩線 ほか3路線

平成24年3月28日審議

秋田県都市計画審議会会長

都市計画道路中3・3・5新屋豊岩線ほか3路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置		区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 品	地表式の区間に おける 鉄道等との交差 の構造	
幹 線 街 路	3・3・5	新 屋 豊 岩 線	秋田市 新屋町字 北愛宕町	秋田市 豊岩石田 坂字上野	秋田市 浜田字 館ノ丸	約 4,260m	地 表 式	4車線	25m	J R羽越本線と 立体交差 幹線街路下浜八 橋線と立体交差 幹線街路と平面 交差5箇所
	3・5・23	新 屋 十 軒 町 線	秋田市 新屋勝平 町	秋田市 樅山字南 新町下丁	秋田市 樅山登 町	約 4,410m	地 表 式	2車線	15m	幹線街路と平面 交差10箇所
	3・4・30	新 屋 浜 田 線	秋田市 新屋扇町	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 新屋比 内町	約 760m	地 表 式	2車線	16m	幹線街路と平面 交差4箇所
	3・4・53	豊 岩 仁 井 田 線	秋田市豊 岩石田坂 字上野	秋田市仁 井田新田 二丁目	秋田市仁 井田字下新 田	約 2,270m	地 表 式	2車線	20m	幹線街路と平面 交差3箇所

なお、秋田市新屋扇町地内に約1,800m<sup>2</sup>の駅前広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

#### 理 由

人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、3・3・5新屋豊岩線の終点部および3・4・23新屋十軒町線の起点部から雄物川右岸までの区間、3・4・30新屋浜田線の終点部を廃止し、併せて残りの区間について車線数を決定する。

また、新屋豊岩線の一部区間について、現状の主要地方道寺内新屋雄和線に合わせるよう線形を変更し、併せて3・4・53豊岩仁井田線について起点を変更し、車線数を決定するものである。

平成21年に策定された秋田都市圏の都市交通に関する基本計画である秋田都市圏総合都市交通マスターplanでは、人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、新たなマスターplan道路網とあわせ、都市計画道路の廃止候補10路線（一部区間を含む）が提案されたところであり、平成23年3月に策定された第6次秋田市総合都市計画にも、その見直しが位置付けられている。

今回は、この廃止候補路線のうち、秋田市南部の3路線と関連する1路線について、変更を行うものである。

#### ① 3・3・5 新屋豊岩線および ② 3・4・53 豊岩仁井田線

都市計画道路3・3・5新屋豊岩線は、秋田市の西部地域における主要幹線道路として、昭和61年に現在の都市計画道路3・2・3下浜八橋線との交点を起点として、途中J R羽越本線を横断し、雄物川左岸堤防沿いの主要地方道寺内新屋雄和線（市道移管予定区間）との交点を終点とする位置及び区域に決定（変更）され、現在の計画となっている。なお、第6次秋田市総合都市計画および秋田都市圏総合都市交通マスターplanにおいて、秋田市の骨格道路網を構成する外周部環状道路として位置づけられている。

当該都市計画道路については、起点から都市計画道路3・5・55新屋田尻沢線との交点までの区間は2車線道路として暫定整備・供用されているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間のうち、3・5・55新屋田尻沢線との交点から都市計画道路3・4・53豊岩仁井田線との交点までの区間については、近接した位置に平行して主要地方道寺内新屋雄和線が2車線のバイパス道路として暫定整備され、現在、当該都市計画道路と同等の役割を担う路線として機能している。また、3・4・53豊岩仁井田線との交点から終点までの区間については、3・4・53豊岩仁井田線との交点付近の当該都市計画道路の法線に合わせて主要地方道寺内新屋雄和線の改良が行われている。このため、いずれの未整備区間についても、既定計画で整備する必要性が非常に低くなっている。

以上の理由から、3・3・5新屋豊岩線について、3・5・55新屋田尻沢線の交点から3・4・53豊岩仁井田線の交点までの区間については、効率的な都市計画道路の整備を図る観点から、現状の主要地方道寺内新屋雄和線に合わせるよう線形を変更し、3・4・53豊岩仁井田線の交点から終点の区間については、計画を廃止し、併せて、車線数を決定するものである。また、3・4・53豊岩仁井田線について、3・3・5新屋豊岩線の終点の変更に合わせて起点位置を変更し、車線数を決定するものである。

③ 3・4・23 新屋十軒町線

都市計画道路 3・4・23 新屋十軒町線は、昭和 50 年に都市計画道路 3・4・30 新屋浜田線との交点を起点として、途中雄物川を横断し、都市計画道路 3・4・29 秋田環状線との交点を終点とする位置及び区域に決定（変更）され、昭和 55 年に都市計画道路 3・4・32 割山南浜線との交差点形状の変更等を行い、現在の計画となっている。

当該都市計画道路については、刈穂橋から終点の樺山南新町下丁までの区間と雄物川右岸の 3・4・32 割山南浜線との交点から都市計画道路 3・4・11 新屋土崎線の交点までの区間は整備済みとなっているが、その他の区間は未整備となっている。

この未整備区間のうち、起点から 3・4・32 割山南浜線との交点までの区間については、当時の新屋市街地の西側に計画したものであるが、その後、雄物川を横断する都市計画道路として 3・2・3 下浜八橋線と 3・4・53 豊岩仁井田線の 2 路線を決定している。将来交通量の推計結果、橋梁区間については、3・2・3 下浜八橋線の雄物大橋の 4 車線化と現状の雄物新橋、3・4・11 新屋土崎線の秋田大橋および 3・4・53 豊岩仁井田線の秋田南大橋で雄物川を横断する交通需要に対して処理が可能である。また、起点から雄物川左岸の市道との交点までの区間は、平行して都市計画道路 3・5・48 北愛宕通線が決定・一部整備され、主要地方道寺内新屋雄和線と合わせて交通処理が可能となっており、整備の必要性が低くなっているほか、宅地化が進んでいる状況において縦断線形的にも横断線形的にも地形の起伏が大きく施工難度が高くなっている。

以上の理由から、起点から 3・4・32 割山南浜線との交点までの区間については、計画を廃止し、併せて、延長、代表幅員および街路番号を変更し、新たに車線数を決定するものである。

④ 3・4・30 新屋浜田線

都市計画道路 3・4・30 新屋浜田線は、JR 羽越本線新屋駅と浜田地区を結ぶ路線として、昭和 41 年に都市計画決定され、昭和 50 年に一部幅員等の変更を行い、現在の計画となっている。

当該都市計画道路の大半は、新屋地区土地区画整理事業として都市計画決定された区域内にあるが、土地区画整理事業が実施されていないこともあり全線未整備となっている。

このうち、起点から 3・3・5 新屋豊岩線との交点までの区間については、秋田市の骨格道路網を構成する外周部環状道路と新屋駅を結ぶ路線として、その必要性が高いと判断されるが、3・3・5 新屋豊岩線との交点から終点までの区間については、2 車線の現道で交通処理が可能なことから、既定計画で整備する必要性が非常に低くなっている。

以上の理由から、3・3・5 新屋豊岩線との交点から終点までの区間を廃止し、併せて、車線数を決定するものである。

秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

(変更前)

種別	名 称			位 置		区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
幹 線 街 路	3・3・5	新 屋 豊 岩 線	秋田市 新屋町字 北愛宕町	秋田市 豊岩字 上野	秋田市 浜田字 館ノ丸	約 4,510m	地 表 式		25m	国鉄羽越本線と 立体交差 幹線街路と平面 交差 5箇所
	3・4・23	新 屋 十 軒 町 線	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 樺山字 南 新町下丁	秋田市 樺山登 町	約 5,890m	地 表 式		16m	幹線街路と平面 交差 8箇所
	3・4・30	新 屋 浜 田 線	秋田市 新屋扇町	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 新屋比 内町	約 910m	地 表 式		16m	幹線街路と平面 交差 4箇所
	なお、秋田市新屋扇町地内に約 1,800 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。									
幹 線 街 路	3・4・53	豊 岩 仁 井 田 線	秋田市豊 岩石田坂 字上野	秋田市仁 井田新田 二丁目	秋田市 仁井田 字下新田	約 2,250m	地 表 式		20m	幹線街路と平面 交差 1箇所

(変更後)

種別	名 称			位 置		区 域	構 造			備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	
幹 線 街 路	3・3・5	新 屋 豊 岩 線	秋田市 新屋町字 北愛宕町	秋田市 豊岩石田 坂字上野	秋田市 浜田字 館ノ丸	約 4,260m	地 表 式	4車線	25m	JR 羽越本線と 立体交差 幹線街路下浜八 橋線と立体交差 幹線街路と平面 交差 5箇所
	3・5・23	新 屋 十 軒 町 線	秋田市 新屋勝平 町	秋田市 樺山字 南 新町下丁	秋田市 樺山登 町	約 4,410m	地 表 式	2車線	15m	幹線街路と平面 交差 10箇所
	3・4・30	新 屋 浜 田 線	秋田市 新屋扇町	秋田市 新屋日吉 町	秋田市 新屋比 内町	約 760m	地 表 式	2車線	16m	幹線街路と平面 交差 4箇所
	なお、秋田市新屋扇町地内に約 1,800 m <sup>2</sup> の駅前広場を設ける。									
幹 線 街 路	3・4・53	豊 岩 仁 井 田 線	秋田市豊 岩石田坂 字上野	秋田市仁 井田新田 二丁目	秋田市 仁井田 字下新田	約 2,270m	地 表 式	2車線	20m	幹線街路と平面 交差 3箇所

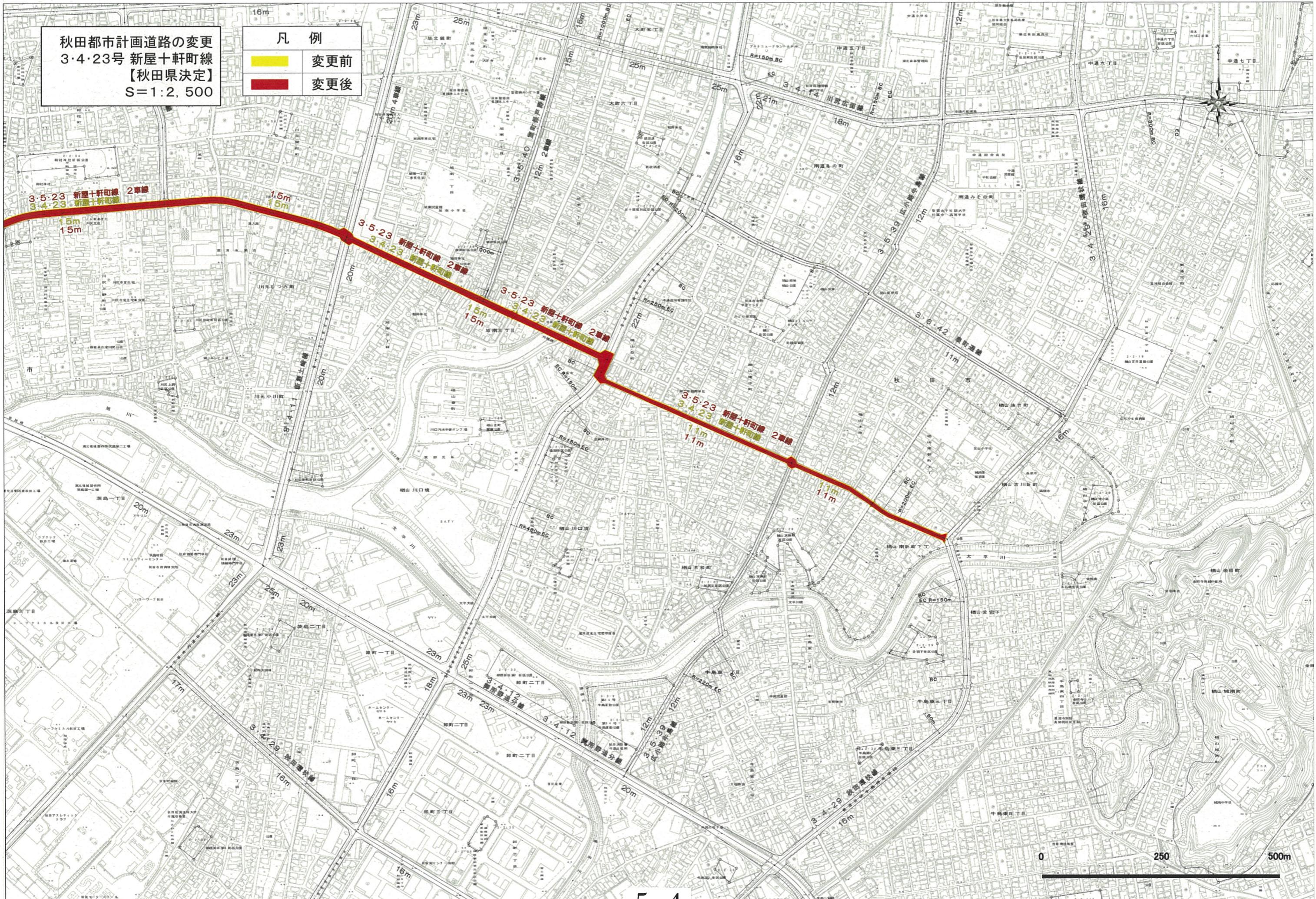


秋田都市計画道路の変更  
3・4・23号 新屋十軒町線  
【秋田県決定】  
S=1:2,500

## 凡 例

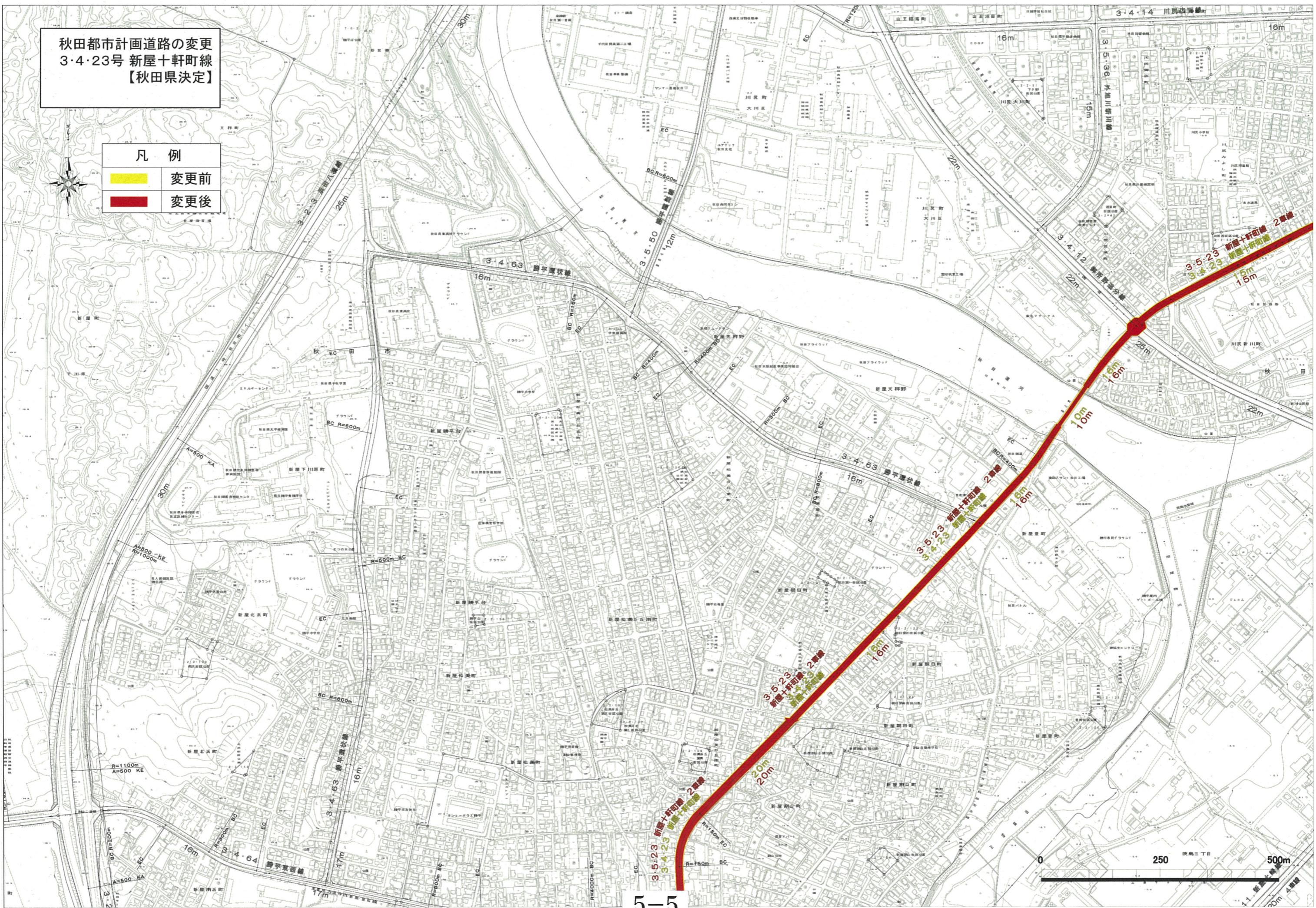
变

变



秋田都市計画道路の変更  
3・4・23号 新屋十軒町線  
【秋田県決定】

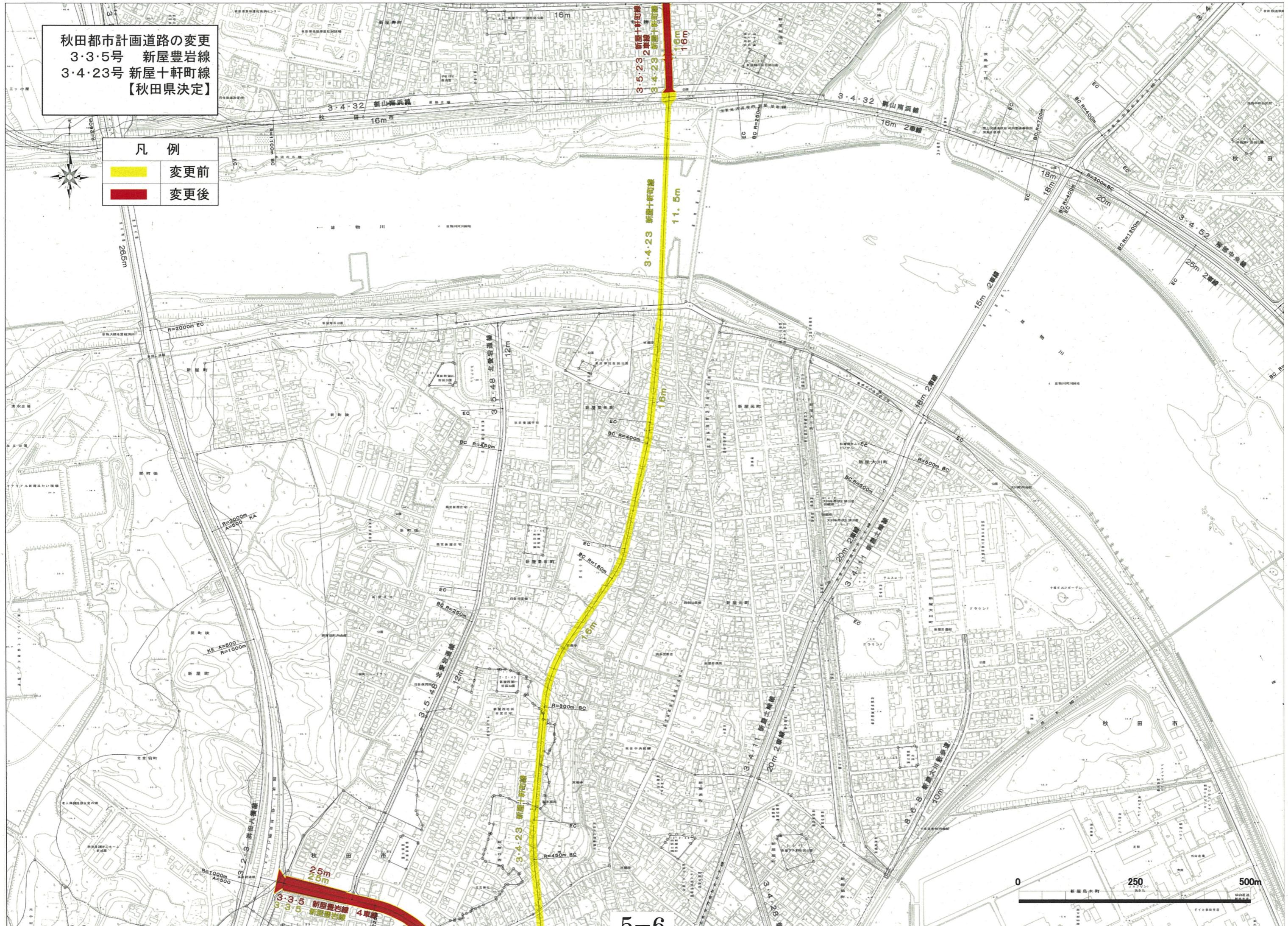
凡 例	
■	変更前
■	変更後



秋田都市計画道路の変更  
3・3・5号 新屋豊岩線  
3・4・23号 新屋十軒町線  
【秋田県決定】

凡 例

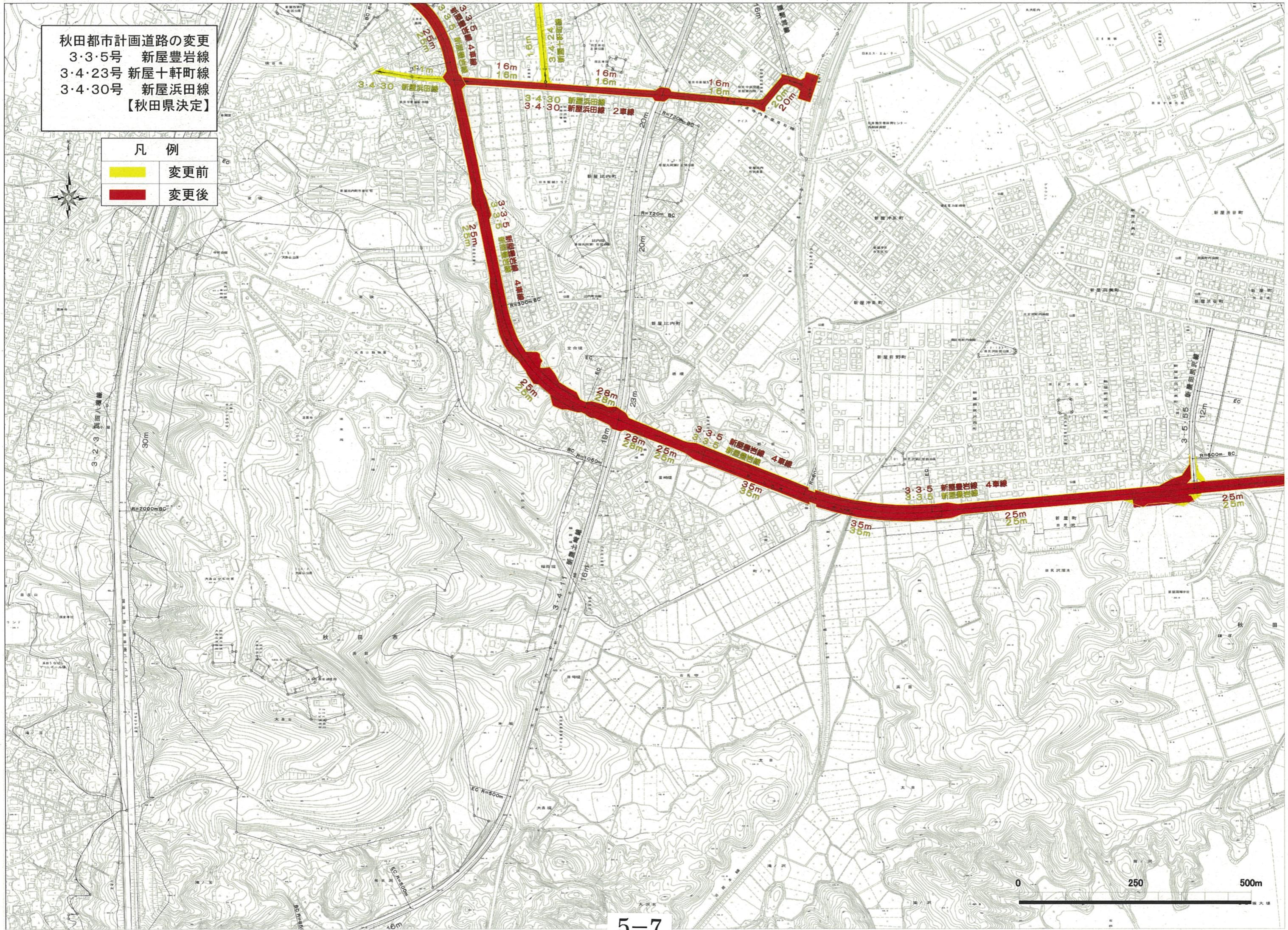
- |   |     |
|---|-----|
| ■ | 変更前 |
| ■ | 変更後 |



秋田都市計画道路の変更  
3・3・5号 新屋豊岩線  
3・4・23号 新屋十軒町線  
3・4・30号 新屋浜田線  
【秋田県決定】

凡 例

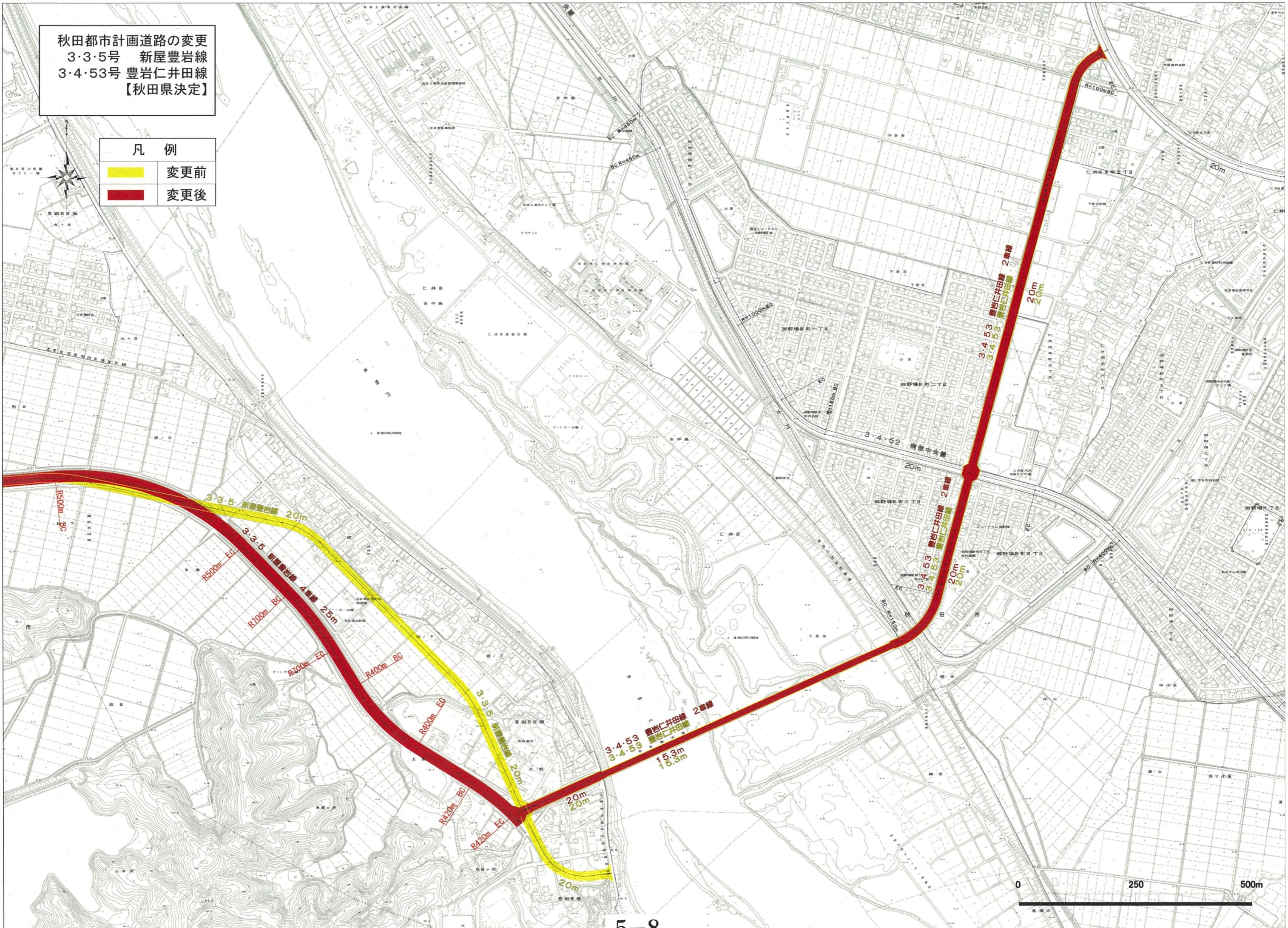
	変更前
	変更後



秋田都市計画道路の変更  
3・3・5号 新屋豊岩線  
3・4・53号 豊岩仁井田線  
【秋田県決定】

凡 例

■	変更前
■	変更後



平成23年度 議案第6号

都 - 1653-2

平成24年2月27日

秋田県都市計画審議会会長 様

秋田県知事 佐竹 敬

秋田県  
知事

## 河辺都市計画道路の変更について

(3・3・2号前田和田1号線)

河辺都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり審議会に付議します。

3・3・2号前田和田1号線

平成24年3月28日審議

秋田県都市計画審議会会長

都市計画道路中3・3・2前田和田1号線を廃止する。

理由

人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、都市計画道路3・3・2前田和田1号線について廃止する。

平成21年に策定された秋田都市圏の都市交通に関する基本計画である秋田都市圏総合都市交通マスターplanでは、人口減少に伴う将来交通需要の減少予測を受け、都市圏全体の道路網を検討した結果、新たなマスターplan道路網とあわせ、都市計画道路の廃止候補10路線（一部区間を含む）が提案されたところであり、平成23年3月に策定された第6次秋田市総合都市計画にも、その見直しが位置付けられている。

今回は、この廃止候補路線のうち、秋田市河辺地域の1路線について変更を行うものである。

河辺都市計画道路3・3・2前田和田1号線は、合併前の旧河辺町において、秋田自動車道の供用開始、秋田空港の需要拡大、秋田テクノポリス計画および七曲臨空港工業団地の整備など、社会経済情勢の変動に伴う交通量の増大と都市化の進展に対応するため、平成3年に主要地方道秋田北野田線の一部区間を幅員25mで都市計画決定した路線である。

しかし、その後、日本海沿岸東北自動車道と連絡し、御所野地区と秋田空港を結ぶ主要地方道秋田御所野雄和線が新たに自動車専用道路として計画・整備され、秋田市街地以北および由利地域と秋田空港方面とのアクセス機能の強化が図られたほか、秋田市以南から秋田空港方面へのアクセス道路についても、新たに一般県道秋田空港東線が整備された。

この他、人口減少や長引く経済情勢の低迷も相まって、当該都市計画道路の将来交通需要について大幅な減少が見込まれ、現道の2車線道路で交通処理が可能なことから、既定計画で整備する必要性が非常に低くなっている。

以上の理由から、本路線を廃止するものである。

河辺都市計画道路の変更（秋田県決定）新旧対照表

(変更前)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹 線 街 路	3・3・2	前田和田1号線	河辺町北野田高屋字榎表	河辺町北野田高屋字上前田表	河辺町北野田高屋字上前田表	約280m	地 表 式		25m	幹線街路と平面交差2箇所	

(変更後)

都市計画道路中3・3・2前田和田1号線を廃止する。

河辺都市計画道路の変更  
3・3・2号 前田和田1号線  
変更総括図  
【秋田県決定】  
S=1:10,000

凡 例

変更前

変更前 3・3・2号 前田和田1号線 W=25m

凡 例			
区 分	表 示	備 考	
都 市 計 画 区 域	-----		
		建べい率(%) 容 積 率(%) 壁面後退 高さ制限	
地 域 地 区 (注1)	第一種低層住居専用地域	50 100 - 10m	
	第一種住居地域	60 200 - -	
	第二種住居地域	60 200 - -	
	近隣商業地域	80 200 - -	
	準工業地域	60 200 - -	
	工業専用地域	60 200 - -	
都 市 施 設	都 市 計 画 道 路	○ →	
	都 市 計 画 公 園	■	
	都 市 計 画 と 畜 場	□	
	容 積 率 (%) 建べい率 (%)	(%)	

注1. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域は、容積率が200%、建べい率が70%です。

